

佐賀大学動物実験安全管理細則

(平成19年2月21日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は佐賀大学動物実験安全管理規則(平成19年2月21日制定。以下「規則」という。)第37条の規定に基づき、動物実験等の手続及び審査等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(動物実験の倫理基準)

第2条 規則第13条の動物実験計画書には、別紙に定める倫理基準(カテゴリーA～E)に対する自己判断を行い、その結果を記載するものとする。ただし、カテゴリーAの実験については、当分の間、規則第13条は適用しないものとする。

(申請及び報告・届出等)

第3条 規則第13条第1項、第13条第2項、第14条第2項、第15条第1項、第17条第1項及び第20条第1項に規定する申請、報告及び届出等は、別表に定めるところによって行うものとする。

(動物実験計画の立案)

第4条 規則第13条第1項に定める動物実験計画の立案については、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

(動物実験計画の審査)

第5条 動物実験計画書の審査は、次に掲げる要領で行うものとする。

- (1) 動物実験計画に伴う関係書類の手続は、佐賀大学総合分析実験センター生物資源開発部門実験動物担当(以下「実験動物担当」という。)受付を通して行う。
- (2) 実験動物担当の専任教員は、すべての動物実験計画書を事前審査し、記載事項等に不備を認めた場合は申請者に指導を行い、訂正の後に動物実験計画書を受理する。
- (3) 受理された動物実験計画書のうち、審査結果が容易に推定できるものについては、規則第11条に規定する専門委員会において審査を行う。
- (4) 専門委員会において、判断・調整が困難な動物実験計画については、委員会を開催し、動物実験計画の審査を行う。

(動物実験計画の変更)

第 6 条 動物実験等の中途において、実験方法の変更を要する場合は、別表に定める様式により、審査を受けなければならない。

(動物実験等の終了・中止)

第 7 条 動物実験等を終了又は中止した場合は、別表に定める様式を提出するものとする。

(実験の有効期限)

第 8 条 通知書により承認された動物実験の有効期限は、承認された日から 2 年以内とし、実験期間が 2 年を超える実験については、2 年ごとに動物実験計画書を提出しなければならない。

(証明書の発行)

第 9 条 学長は、第 5 条に規定する審査を受け、かつ、計画どおりに行われている動物実験については、動物実験責任者が要求する審査に関する証明書を発行することができる。

(飼養保管施設の要件)

第 10 条 規則第 16 条に定める飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の要件)

第 11 条 規則第 18 条に定める実験室の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条，第6条，第7条関係）

事 項	様 式 等
規則第13条第1項関係	様式1 - 1 佐賀大学動物実験計画書
規則第13条第2項関係	様式1 - 2 動物実験審査結果通知書
規則第14条第2項関係， 細則第7条関係	様式2 動物実験結果（終了・中止）報告書
規則第15条関係	様式3 飼養保管施設設置承認申請書
規則第17条関係	様式4 実験室設置承認申請書
規則第20条関係	様式5 施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届
細則第6条関係	様式6 動物実験計画（変更・追加）承認申請書

別紙（第2条関係）

倫理基準に基づいたヒト以外の動物種を用いた生物医学実験の分類

	カテゴリー A	カテゴリー B	カテゴリー C	カテゴリー D	カテゴリー E
力 テ ゴ リ 、	生物を用いない実験又は植物、細菌原虫若しくは無脊椎動物を用いた実験	脊椎動物を用いた実験で、動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われるもの	脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み（短時間持続する痛み）を伴う実験	脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験	麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置
処 置 例	- 生化学的、植物学的、微生物学的研究 - 無脊椎動物の研究 - 組織培養、剖検により得られた組織を用いた研究 - 屠場から得られた組織を用いた研究 - 発育鶏卵を用いた研究	- 実験の目的のために動物をつかんで保定すること - あまり有害でない物質を注射したり、あるいは採血したりするような簡単な処置 - 動物の体を検査すること - 深麻酔により意識のない動物を用いた実験 - 短時間（2～3時間）飼料や水を与えないこと - 標準的な安楽死法で瞬時に殺処分できる場合、例えば、大量の麻酔薬の投与、軽く麻酔をかけ鎮静状態に陥っ	- 麻酔状態で血管を露出させたり、カテーテルを長時間挿入すること - 行動学的実験において、意識ある動物に対して短時間のストレスを伴う保定を行なうこと - フロイントのアジュバントを用いた免疫 - 苦痛を伴うが、それから逃れられる刺激 - 麻酔状態における外科的処置で、処置後も多少の不快感を伴うもの	- 行動学的実験において、故意にストレスを加えること - 麻酔状態における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの - 苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置 - 苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合 - 長時間（数時間あるいはそれ以上）にわたって動物の体を保定すること - 母親を処分して代理の母を与えること	- 手術する際の保定のため、麻酔薬を使わずに、筋弛緩薬あるいは麻痺性薬剤、例えばサクシニルコリンあるいはその他のクラーレ様作用をもつ薬剤を使うこと - 麻酔していない動物に重度の火傷や外傷をひきおこすこと - 精神病のような行動をひきおこさせること - 家庭用電子レンジあるいはストリキニーネを用いて殺

		た動物を断首することなど		○攻撃的な行動をとらせ、自分自身あるいは同種他個体を損傷させること ○麻酔薬を使用しないで痛みを与えること、例えば毒性試験において動物を死に至らしめる場合 ○動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛みを与えること、つまり、動物が激しい苦悶の表情を示す場合、例えば放射線障害を引き起こすこと、ある種の注射、ストレスやショックの研究など	○避けることのできない重度のストレスを与えること ○ストレスを与えて殺すこと
備考	無脊椎動物も神経系を持っており刺激に反応する。したがって、無脊椎動物も人道的に扱わなければならない。		カテゴリーCの処置は、ストレスや痛みの程度、持続時間によって、いろいろな配慮が必要になる。	カテゴリーDに属する実験を行う場合には、研究者は動物に対する苦痛を最小限のものにするために、あるいは苦痛を排除するために別の実験計画を考案する責任がある。	カテゴリーEの実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても決して行なってはならない。